

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

杵築市長 永松 悟

市町村名 (市町村コード)	杵築市 (44210)
地域名 (地域内農業集落名)	大内地区 (菅尾、篠原、三光坊、新興、小狭間、茅場、藤川、東大内山、西大内山、永代橋、草場)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大内地区は、その大部分が山地と丘陵地であり、水稻や柑橘農家が多い。
 山地が多いため、鳥獣被害の拡大や、条件の悪い圃場も多く、荒廃農地も増加してきている。
 一筆当たりの面積が小さいため、作業効率が悪い。
 地域内の農家の高齢化が課題となっており、後継者がいない、または目途がついていない農家が多い。

【地域の基礎的データ】

認定農業者:17名 うち集落営農法人1組織

主な作物:水稻、WCS、麦、いちご、柑橘類、なす

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田においては水稻、WCS、なす等の作付け、畑においては柑橘類を中心とした農業を継続する。
 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を活用し、鳥獣被害防止対策や農地保全管理に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	374 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	273 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者などの担い手に集積を進め、団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・離農や規模縮小等の農業者の情報を地区、行政機関等で共有し、農地中間管理機構を活用した地区内の担い手への集積に取り組む。 ・農地中間管理機構を活用した農地については、農作業の効率化や経費削減等を実現するための圃場の集約化に段階的に取り組んでいく。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
離農者から地区内の担い手への集積につながるよう取り組みつつ、必要に応じて地域外からも新規就農を含め多様な経営体を募り、市、農業委員会、JA、中間管理機構、県などの関係機関と連携し、担い手として育成していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が拡大しないよう電気柵等の対策を行う。
- ④柑橘類については、JA等と連携し、輸出に向けた産地づくりを行う。
- ⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を活用し、農地等の保全管理を行う。